

# 第1部 総 説

## 第1章 宮城県の環境施策の展開

宮城県では、平成7年4月に、「環境基本法」(平成5年法律第91号)制定等の国内動向を踏まえ、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「環境基本条例」(平成7年条例第16号)を施行しました。平成9年3月には、同条例の理念を具体化するため、県が環境施策を進める上での総合的指針となる「宮城県環境基本計画」を策定し、基本目標の達成に向けて各種施策を進めました。平成18年3月には、この計画の期間が終了したことを受け、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間とする、新たな環境基本計画の策定を行いました。

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を明らかにし、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構成するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有したものであり、本県の環境施策は同計画に沿って展開していくことになります。

平成22年度には、地球環境保全と経済・社会の持続的発展に向け、地球温暖化対策と新たな産業集積の両立を図りながら真に豊かな「富県宮城」

の実現を目指す「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」を推進し、クリーンエネルギー関連企業の誘致に向けた取組を図った他、公共施設の省エネルギー化などの地球温暖化対策を実施する市町村や自然エネルギー・省エネルギー設備を導入する民間事業者に財政支援を行いました。

また、宮城の豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、地球温暖化などの直面する課題に対応しつつ、環境の保全等の施策を幅広くかつ積極的に展開する必要があります。そこで、今後の施策の更なる拡充を図るため、平成23年度から「みやぎ環境税」を導入し、本県の良好な環境保全及び創造に資する環境施策をまとめた「みやぎグリーン戦略プラン」を平成23年3月に策定しました。

一方、県自ら環境負荷削減に向けた取組として、「宮城県環境保全率先実行計画(第3期)」に基づき、事務事業の執行に伴い発生する環境負荷の削減(省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクルやグリーン購入の推進等)に取り組んでいます。特に平成22年度からは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号)の改正(改正省エネ法)に基づき、全庁的に一層の省エネに取り組むため、「宮城県環境マネジメントシステム」の中に「エネルギー管理専門部会」を設置しました。



▲宮城県の環境施策体系の相關図

～グリーン社会の実現に向けた宮城の取組～

「グリーン社会の実現」とは、「人と自然が共生する豊かで美しい県土と持続可能な地域社会の実現」を意味しています。「グリーン」には、英語で「緑」の意味の他に、「環境保護」という意味が込められており、県民一人一人が環境のことを考えて行動する持続的な社会と豊かな自然環境を持つ県土のイメージを象徴するものです。  
県では、人と自然が共生する豊かで美しい県土の保全と持続可能な地域社会の形成を促進していきます。

1 クリーンエネルギーみやぎ創造プランについて

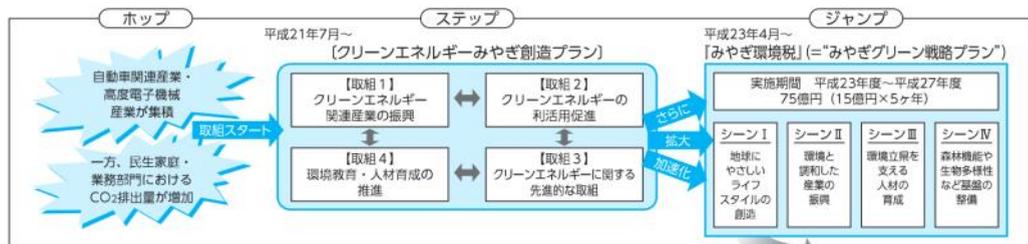
地球温暖化対策が、地球全体で対応するべき喫緊の課題となる中、世界各国でこれまで以上に、「クリーンエネルギー」の利活用の促進や、環境関連産業、技術開発を振興・支援する政策が打ち出されています。

本県でも「環境立県みやぎ」を宣言し、官民をあげた幅広い取組や県民運動を展開するとともに、全国に先駆け、積極的な施策も実施してきました。

一方、産業振興の面では、クリーンエネルギーに関連する産業分野について、その役割や将来性に注目が集まっていますが、これらは、現在県内

で集積が進んでいる自動車関連産業や高度電子機械産業と大きな相乗効果が見込まれる分野でもあり、将来的には、県の「ものづくり産業」の新たな大きな柱になることが期待されています。

そこで県では、環境と経済が両立した真に豊かな「富県宮城」の実現を目指し、平成21年7月に「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」を策定し、クリーンエネルギーの利活用や、関連産業の集積に向けた様々な取組を進めており、平成23年度からは「みやぎ環境税」を活用した事業を実施しています。



【目指す姿】 環境と経済が両立した、真に豊かな「富県宮城」の実現(=「クリーンエネルギーみやぎの創造」)



LED照明設備の導入例



太陽光発電設備の導入例



企業立地セミナーへの参加

▲クリーンエネルギー創造プランの概要図

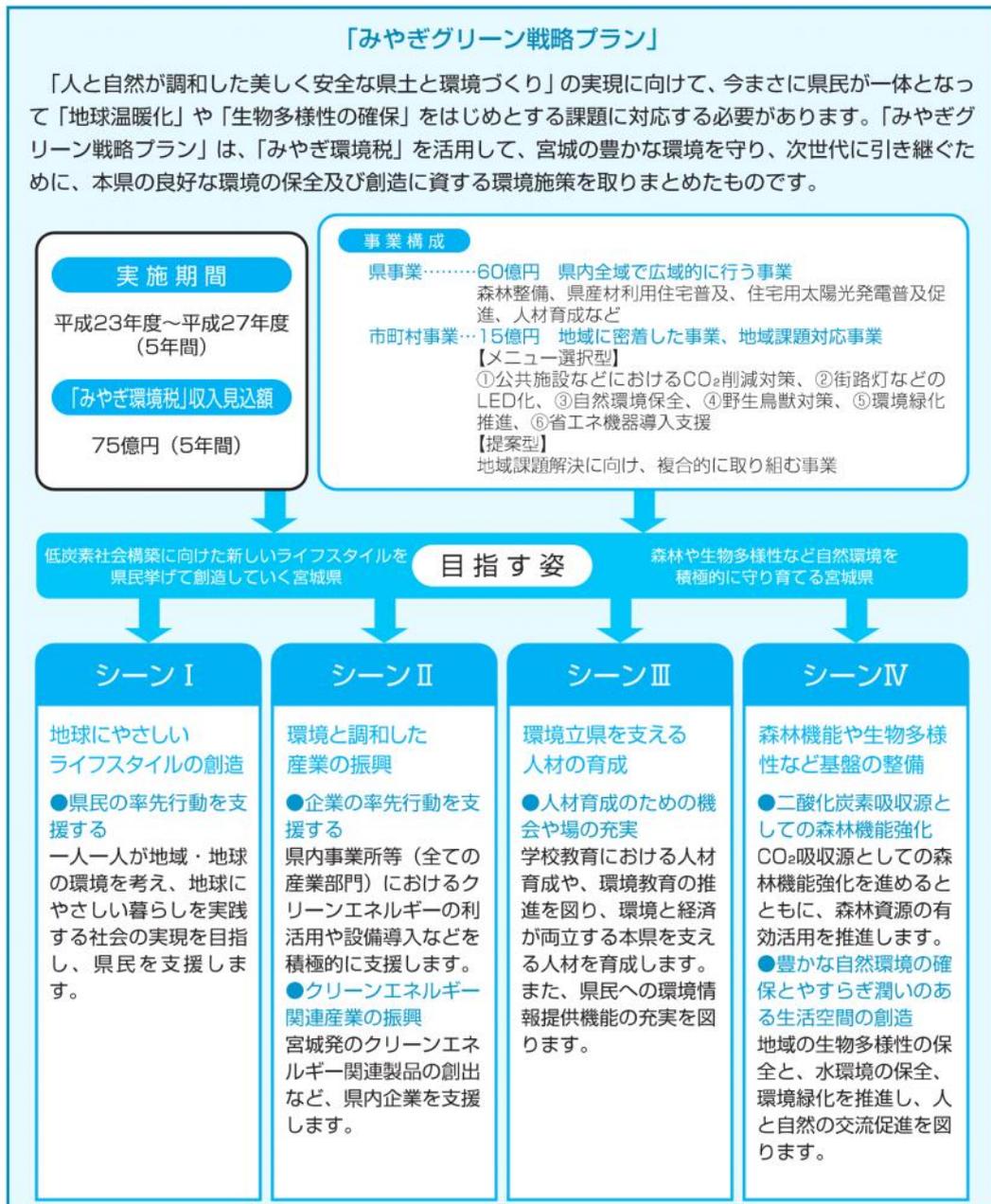
## 2 「みやぎ環境税」を活用した取組

宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくため、様々な環境施策を一体的・複合的に展開し、喫緊の環境問題に対して新たに実施又は拡充を図る施策に充当する財源として、「みやぎ環境税」を導入することになりました。

「みやぎ環境税」を活用して、特に二酸化炭素の吸収源対策や排出抑制対策など、新たな施策を柱

とした事業を展開していきます。

平成23年3月には、「みやぎグリーン戦略プラン」(下図)を策定し、平成23年度から5年間、様々な分野の取組として事業をスタートさせるとともに、下図に示す「目指す姿」の実現に向けて取り組んでいきます。



## 第2章 環境基本計画の進捗状況

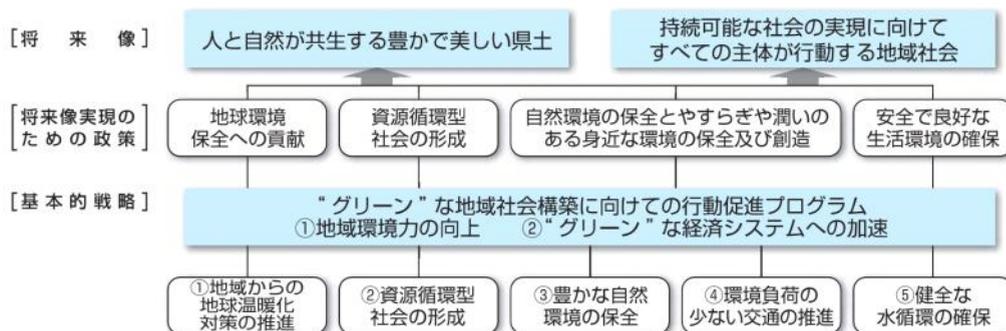
### 第1節 環境基本計画施策体系

#### 1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

県内の各主体が連携し、及び協働して、宮城の環境をより良くしていくためには、本計画の目標とする将来像がすべての主体の共通の認識となることが必要です。本計画の目指す将来像は、第一に、「現在の環境に関する課題が解決されているとともに、本県の優れた自然環境等が確実に維持され、及び保全されている人と自然が共生する豊かで美しい県土」とし、第二に、「このような県土の実現から地球全体で取り組むべき地球環境問題

並びに資源及びエネルギー問題の対策までも含めた『持続可能な社会』の実現に向けて、すべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

この将来像の実現のためには、一人一人の行動が重要です。そのため、県では、環境が、社会や経済とともに向上するような社会経済システムに変えていくため、「地域環境力の向上」と「“グリーン”な経済システムへの加速」を進めていきます。



▲環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

#### 2 将来像実現のための政策と施策項目

環境基本計画の目標とする将来像を実現するため、4つの環境分野の政策ごとに施策項目を掲げ、これに沿って体系的な施策を展開しています。



▲環境基本計画の将来像実現のための政策と施策項目

## 第2節 環境基本計画の進捗状況点検評価

### 1 総合的評価

#### (1) 環境基本計画の基本的事項

##### ① 計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有しています。

また、「地球温暖化地域推進計画」や「循環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定しており、地球温暖化対策、資源循環型社会形成などの個々

の分野の具体的な目標や施策は、これらの個別計画において定めることになり、各個別計画は、基本計画の実施計画となるものです。

##### ② 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

##### ③ 施策の基本的戦略

将来像実現のため、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」及び「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、具体的目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進するものです。

▼将来像実現のための基本的戦略とプログラム分野ごとの個別計画

基本的戦略	個別計画
グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	○宮城「グリーン」行動促進計画
各分野に関する重点プログラム	
地域からの地球温暖化対策の推進	○「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画 ○宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画
資源循環型社会の形成	○宮城県循環型社会形成推進計画
豊かな自然環境の保全	○宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
環境負荷の少ない交通の推進	○宮城県自動車交通環境負荷低減計画
健全な水循環の確保	○宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画

#### (2) 平成22年度において講じた施策

「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」を推進するため、「みやぎe行動(eco do!)宣言」の普及拡大に努めました。このe行動宣言は、県民や事業者がそれぞれの立場で環境に配慮した行動を実践するきっかけづくりを目的として、平成19年6月から実施しており、平成22年度においては、小学校における「グリーン購入及び地球温暖化防止等出前講座」を実施する中で、児童に「みやぎe行動(eco do!)宣言」への登録を促し、宣言者数のすそ野の拡大につなげるとともに、環境配慮行動の家庭、地域への波及を目指す取組みを実施しました。

「各分野に関する重点プログラム」の推進については、地球温暖化対策や資源循環型社会形成等の各分野における個別計画に基づいた施策を実施しました。(具体的な施策については、第2節2から7の各「平成22年度に講じた施策」の中で示しています。)

#### (3) 平成22年度における点検評価結果

本計画に掲げる各個別計画では、計画の目標を達成するため、各種指標による目標値を設定して、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこ

ととしており、「当該年度に達成すべき目標値等」に対する「指標の現況値」の状況を示す「達成度」及び「前年度実績値」からの改善度により評価を行いました。

その結果、測定可能な直近年度において、管理指標19項目のうち、8項目で「当該年度に達成すべき目標値等」を達成しています。

なお、本計画では、環境マネジメントシステム(下図参照)の考え方にに基づき、進行管理を実施しています。



▲環境マネジメントシステムに基づく計画の推進イメージ

第1部 総説

▼各個別計画の管理指標の目標値及び現況

計画番号	計画名	管理指標	目標値	現況値	当該年度に達成すべき目標値等 (※1)	達成度 (%) (※2)	達成状況 (※3)
1	宮城「グリーン」行動促進計画	二酸化炭素排出量当たりの生産性 (百万円/t-CO <sub>2</sub> )	0.61 (H22)	0.58 (H21)	0.59	98.3	△
		廃棄物の最終処分量当たりの生産性 (百万円/t)	27.7 (H22)	38.5 (H21)			
2	“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画	県民1人当たり温室効果ガス年間排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	7.36 (H22)	8.46 (H20)	7.38	85.4	△
3	宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	県内における自然エネルギー等の導入量 (原油換算 千kL)	714 (H22)	639.1 (H22)	714	89.5	×
4	宮城県循環型社会形成推進計画	県民1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1,000 (H22)	930 (H21)	1,016	108.5	○
		一般廃棄物リサイクル率 (%)	30 (H22)	26.2 (H21)	28.4	92.3	△
		一般廃棄物最終処分量 (%)	12 (H22)	12.8 (H21)	12.5	97.6	△
		産業廃棄物排出量 (千t/年)	11,971 (H22)	10,851 (H21)	11,977	109.4	○
		産業廃棄物リサイクル率 (%)	31 (H22)	30.1 (H21)	30.9	97.4	△
		産業廃棄物最終処分量 (%)	2 (H22)	1.2 (H21)	2.1	142.9	○
5	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合 (%)	26 (H27)	26 (H22)	26	100.0	○
6	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率 (%)	100 (H27)	90 (H22)	80	112.5	○
		浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率 (%)	100 (H27)	77.8 (H22)	55.6	139.9	○
		自動車交通騒音の沿道に面する地域の環境基準達成率 (%)	100 (H27)	91.9 (H22)	93.3	98.5	△
		自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率 (%)	10以上 (H27)	11.7 (H22)	5	234.0	○
7	宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画	清らかな流れ (点)	10 (H27)	7.4 (H22)	8.75	84.6	×
		豊かな流れ (点)	7.6 (H27)	—	7.6	—	—
		安全な流れ (点)	6.4 (H27)	—	6.4	—	—
		豊かな生態系 (点)	6.5 (H27)	—	6.5	—	—

※1 「年度毎の達成目標値等」を設定していない計画においても、その進捗よくを確認していくため、各計画策定時の現況値と目標年度の目標値との変化量を期間内で均等に配分し、目安として算出しています。

※2 「当該年度に達成すべき目標値等」が達成された状態を100としています。

※3 達成状況の表記ですが、「○」は「当該年度に達成すべき目標値等」を達成した項目、「△」は「当該年度に達成すべき目標値等」は未達成であるが、「前年度実績値」から改善している項目、「×」は「当該年度に達成すべき目標値等」は未達成であり、かつ「前年度実績値」を改善できなかった項目を表しています。

(4) 平成22年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

今日の環境問題に対して、解決すべき課題に対応した多様な施策手段の適切な活用とともに、最適な組合せを行う施策を展開することが重要であるとともに、県民及び事業者等のすべての主体の中に環境への配慮が織り込まれ、継続的に環境保全への取組の改善を図っていく仕組みの構築に向けた施策展開が重要となります。

環境基本計画が策定されてから5年が経過し、折り返し地点にきています。その実施計画である「宮城「グリーン」行動促進計画」については、計画期間の満了に伴い、第一期の検証結果を基に新たな継続計画を策定しました。

また、「宮城県循環型社会形成推進計画」については、平成22年度を中間目標年度としており、各種施策を見直すことで、計画期間終了となる平成27年度における最終目標を定めました。

現在、県では、東日本大震災に対する復旧・復興を最優先に取り組んでいますが、環境関連施策においては、復旧・復興の視点を踏まえながら、「みやぎグリーン戦略プラン」に基づく新たな事業を加え、本計画の目指す将来像実現に向けた様々な環境施策を一体的、複合的に展開していくこととしています。

2 “グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

～宮城“グリーン”行動促進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

地球温暖化対策をはじめとした環境分野全体を「行動促進」という観点で捉えた計画であり、環境基本計画に基づく「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」を推進するための実施計画として位置付けられています。

② 施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な行動について、一人一人の個別の行動促進対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動ができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革（地域環境力<sup>※1</sup>の向上及びグリーンな経済システム<sup>※2</sup>への加速）を目指すものです。

- ※1 地域環境力：  
地域における各主体のより良い環境、より良い地域を創っていくとする意識・能力の高まり
- ※2 グリーンな経済システム：  
環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者が市場において適切に評価されること

③ 計画期間

平成18年度から平成22年度まで

(2) 平成22年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「豊さを高めつつ、一人一人の行動により県内の環境負荷量を減らす」こととして、数値目標を設定しています。

② 数値目標に係る指標値の状況

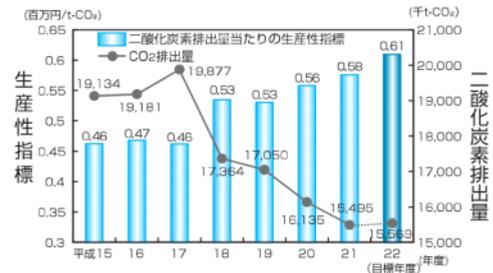
平成22年度までの数値目標を、以下のように設定しています。

- ・二酸化炭素排出量当たりの生産性指標  
 $\frac{\text{県内総生産額(百万円/年)}}{\text{二酸化炭素排出量(t-CO}_2\text{/年)}}$   
 =0.61(百万円/t-CO<sub>2</sub>)
- ・廃棄物の最終処分量当たりの生産性指標  
 $\frac{\text{県内総生産額(百万円/年)}}{\text{廃棄物の最終処分量(t/年)}}$   
 =27.7(百万円/t)

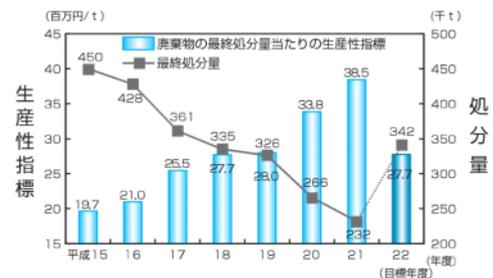
上記指標値に対する基本目標の状況は、次のとおりでした。

<平成21年度における指標値>

- ・二酸化炭素排出量当たりの生産性指標  
=0.58(百万円/t-CO<sub>2</sub>)
- ・廃棄物の最終処分量当たりの生産性指標  
=38.5(百万円/t)



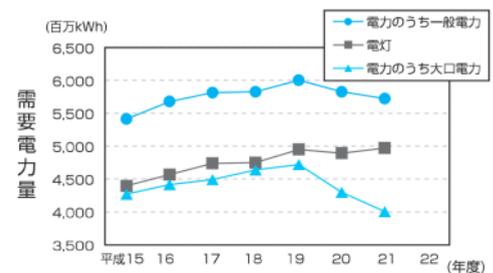
▲二酸化炭素排出量及び排出量当たりの生産性推移



▲廃棄物最終処分量及び最終処分量当たりの生産性の推移



▲県内の燃料油販売の状況



▲県内の需要電力量の状況

環境基本計画の進捗状況 第一部

## 第1部 総 説

平成21年度実績値と計画策定時の現況値（平成16年度実績）及び平成22年度末目標値との推移から、「年度ごとの目標値」とを比較すると、平成21年度の「二酸化炭素排出量当たりの生産性」は、石油製品販売量及び需要電力量が減少したことによる二酸化炭素排出量の減少率が、県民総生産額の減少率を前年比で上回ったことにより、前年度よりわずかに向上しました。

一方、「廃棄物の最終処分量当たりの生産性」はこれまで同様、順調に向上し、計画目標年度の目標値に達しています。

### ③ 平成22年度に講じた施策

#### ア 地域環境力の向上を目指した取組

- 「みやぎe行動（eco do!）宣言」の普及拡大

「みやぎe行動（eco do!）実証“見える化”モデル事業」の一環として、小学校における「グリーン購入及び地球温暖化防止等出前講座」を実施し、その中で児童たちに「みやぎe行動（eco do!）宣言」への登録を促し、環境配慮行動の家庭、地域への拡大に向けた取組みを実施しました。

- 光の貯金事業の実施

e行動（eco do!）宣言した県民が、その宣言項目を実践することにより削減した光熱水費等（前年同月比で比較）を二酸化炭素排出量に換算し、県内3地域（仙台市、石巻市、登米市）のイルミネーション会場に灯る電球に置き換え、それを「光の貯金」と称して削減量の「見える化」を図りました。

#### イ グリーンな経済システムへの加速を目指した取組

環境マネジメントシステムの普及を目指したセミナーやグリーン購入に関する普及啓発等を行いました。

（※上記ア、イの詳細は第2部第2章及び第5章に記載しています。）

### ④ 現状及び課題

計画の管理指標のうち「廃棄物の最終処分量当たりの生産性」については、計画の最終年度の目標値に達する結果となり、その水準の維持と一層の向上を図っていく必要があります。

「二酸化炭素排出量当たりの生産性」については、向上しているものの、当該年度に達成すべき目標値に達しませんでした。その要因としては、平成20年度下半期からの世界経済悪化による県内総生産額の減少が大きく影響しています。

一方、石油製品販売及び電力使用量全体としても景気後退等に伴い減少している中で、一般家庭向けの電力使用量が前年比で増加しています。

管理指標値は、県民総生産額とのバランスにより算出されるものですが、廃棄物の最終処分量同様、二酸化炭素の排出源となる石油製品や電力使用量を抑制する対策が求められており、より一層県民及び事業者一人一人が環境配慮行動を実践するための施策を推進していくことが必要です。

### ⑤ 今後の施策の方向性

地域環境力を向上させるためには、積極的に環境配慮行動を実践する時流を形成し、各主体レベルで行動するとともに、地域社会の中で環境保全活動が展開されることが必要です。

また、グリーンな経済システムへの転換を加速するためには、環境保全技術の開発を促進し、日常生活や事業活動に伴う環境負荷のレベルを減らすほか、事業者の環境配慮経営を促進することが必要です。

当計画は平成22年度で期間終了となりますが、環境基本計画で定める将来像を達成するためには、「地域環境力の向上」及び「グリーンな経済システムへの転換」をより一層推進していくことが重要です。そこで、現計画の施策事業及び成果等を検証するとともに、「みやぎ環境税」等を活用した事業を新たに組み込み、平成23年度から平成27年度までの新たな計画を策定し、県民及び事業者の環境配慮行動を促進する施策を展開していきます。

## 3 地域からの地球温暖化対策の推進

## ～ “脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画～

## (1) 計画の概要

## ① 位置付け・役割

地域レベルから地球温暖化対策を積極的に推進するため、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ構想を具体化し、県としての温室効果ガス削減目標、県民・事業者・行政の各主体に求められる役割・責務等を明らかにするとともに、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成に向けた県の推進方策等を示したものです。

## “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ構想とは？

個々の家庭や事業所等における地球温暖化防止活動や各地域における共同の取り組みを全県的に波及させ、地球温暖化防止に向けた取組を県民運動にしようという考え

## ② 施策展開の考え方

以下の4つを重点的に推進する地球温暖化対策としています。

## ア 脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業

民生、運輸部門の多くの中小事業者が集中する温泉街・商店街・流通工業団地の特定の地域を対象に、二酸化炭素排出量診断、削減策提案及び取組実施をモデル事業として行い、その成果を他に波及させることで地域からの二酸化炭素排出削減に向けた取組を促します。

## イ 自然エネルギー等の導入・省エネルギー促進

「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」(平成14年条例第41号)及び「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」(平成17年9月策定)に基づき、自然エネルギーの着実な導入や省エネルギーの促進によって化石燃料由来エネルギー消費を抑制し、二酸化炭素排出削減を目指します。

## ウ 環境教育・学習の支援

環境教育・学習を通じ、県民の中での地球温暖化に対する問題意識の共有とその防止に向けた行動促進を図ります。

## エ 二酸化炭素吸収源対策

二酸化炭素吸収源としての役割を担える、健全で活力ある多様な森林整備を推進します。

## ③ 計画期間

平成16年度から平成22年度まで

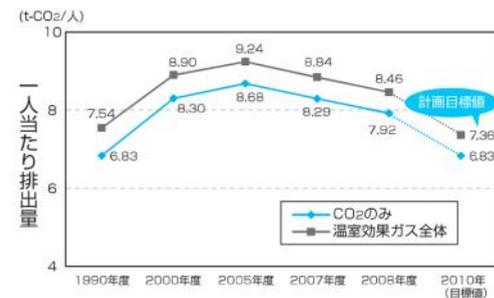
## (2) 平成22年度における点検評価結果

## ① 計画の基本目標

「温室効果ガスの削減」を目標とし、「県民1人当たりの温室効果ガス年間排出量」を平成22年度までに、二酸化炭素換算で7.36tに低減することとしています。

## ② 数値目標に係る指標値の状況

平成20年度の温室効果ガスの排出量は、8.46tとなっており、計画策定時の現況値(平成12年度の排出量)8.90tをやや下回っているものの、計画目標年度(平成22年度)の7.36tを1.10t上回る結果となっています。



▲県民一人当たりの温室効果ガス排出量の推移

## ③ 平成22年度に講じた施策

## ア 脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業関連の取組

「ダメだっちゃ温暖化」の標語を掲げた県民運動を全県的に展開するため、県内の業界団体や消費者団体、教育関係機関、市町村、県等の間で設立した「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の総会及び部会、地域フォーラムを開催しました。

## イ 自然エネルギー等・省エネルギー促進関連の取組

自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画に基づき、関連施策について取組を行いました。

(※上記ア、イの詳細は、第2部第1章に記載しています。)

## ウ 環境教育・学習の支援関連の取組

ストップ温暖化センターや地球温暖化防止活動推進員との連携や活動支援を行うとともに、こどもエコクラブへの活動支援を行いました。

第1部 総 説

(※詳細は第2部第5章に記載しています。)

④ 平成22年度点検評価を踏まえた課題

県民1人当たりの温室効果ガスの排出量については、減少傾向にありますが、依然として高い水準にあり、目標達成のためには、二酸化炭素排出量が多い産業・運輸部門、増加が著しい民生業務・民生家庭部門における対策が急務となっています。

また、二酸化炭素の排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであることから、県民、事業者等の環境配慮行動を促進するような取組を講じていく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」は、京都議定書及び京都議定書目標達成計画に対応した計画ですが、国においては、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減に向けた施策の検

討が行われていました。

県では、この状況を踏まえて、平成22年度中に「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」を見直し、平成23年度以降は、新たな計画に基づき、低炭素社会の実現に向けた施策を展開する予定でしたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、計画策定は困難となりました。

計画については、この大震災により国のエネルギー施策が大幅に見直される情勢であること、本県の基礎データ（人口、世帯数、自動車保有台数等）に変更が生じていることから、当面、策定は延期することになりましたが、これまでと同様に温室効果ガス排出量削減に向けて、県民・事業者・市町村等の各主体との連携協力により各種対策に取り組みほか、温室効果ガス排出量削減による事業活動や県民生活への利点の明示、補助制度等のインセンティブを検討していきます。

～自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

- 宮城県環境基本計画の地球環境保全及び「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画の重点的推進対策である新エネルギー導入促進と省エネルギー促進の実施計画として位置付けられています。
- 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進の必要性と可能性を示すことで、県民、事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、その実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図ります。

② 施策展開の考え方

本県における将来のエネルギー消費量の推計や京都議定書目標達成に向けた民生・産業・運輸各部門での施策、事業者としての県の率先的な取組等を体系的に整理し、次の施策を重点プロジェクトと位置付け、展開します。

- ア 住宅の省エネルギー促進プロジェクト
- イ “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業
- ウ クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェクト
- エ 再生可能エネルギー促進プロジェクト

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

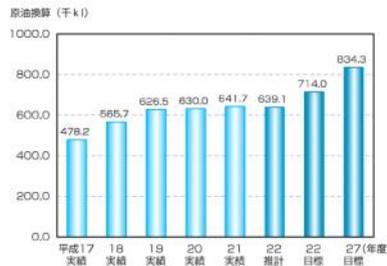
(2) 平成22年度における点検評価

① 計画の基本目標

化石燃料に由来するエネルギー消費量の削減に当たっては、各目標年において、削減必要量の10%以上を自然エネルギー等の導入により達成し、併せて省エネルギーの促進により削減目標量の達成を目指しています。具体的には、原油換算での自然エネルギー等の導入量として、平成22年度では714.0千kl、平成27年度には834.3千klを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成22年度での自然エネルギー等導入量（東日本大震災前の推計）をみると、原油換算で639.1千klとなっています。現在は、製紙工場・製材工場等での木質系バイオマスの発電等への利用や、バイオマスボイラーの導入、県内各地でのバイオディーゼル燃料(BDF)利活用が活発化しており、計画に掲げた自然エネルギー等の種類のうち、バイオマスエネルギーの導入が先行している状況にあります。



▲自然エネルギー等導入の目標及び実績

## ③ 平成22年度に講じた施策

## ア 自然エネルギー等・省エネルギー設備の導入支援

事業所用の太陽光発電設備やLED照明等の設備導入に対し助成を行いました。

## イ 「ダムだっちゃ温暖化」宮城県民会議

「ダムだっちゃ温暖化」の標語を掲げた県民運動を全県的に展開するため、県内の業界団体や消費者団体、教育関係機関、市町村、県等の中で設立した「ダムだっちゃ温暖化」宮城県民会議の総会及び部会、地域フォーラムを開催しました。

## ウ 「せんだい・みやぎEV/PHV普及研究会」の開催

電気自動車 (EV) 及びプラグインハイブリッド (PHV) の普及促進策や、インフラ整備の在り方について検討しました。

## エ 普及啓発事業の実施

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、平成22年度宮城県自然エネル

ギー等・省エネルギー大賞の公募・審査を行い、省エネルギーの促進又は自然エネルギー等の先進的な導入を行った個人及び団体を表彰しました。

(※上記ア～エの詳細は、第2部第1章に記載しています。)

## ④ 平成22年度点検評価を踏まえた課題

自然エネルギー等の導入量について、平成21年度実績では641.7klであり、平成22年度目標に対する達成率は約90%でした。これは、技術開発のスピードやコストの低減幅などが、計画策定時の想定に至らなかったことが考えられます。そのため、平成22年度は宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開催し、この計画の中間見直しの必要性及び今後の進め方について審議を行いました。

## ⑤ 今後の施策展開の方向性

この計画の上位計画であり、温暖化対策の基本計画である「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」が、平成22年度を目標年とし、同年度中に新たな計画を策定する予定でしたが、東日本大震災の影響により、策定が困難となったことから、同計画の実施計画として位置付けられる本計画においても、今後、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の意見を踏まえながら、計画の改定時期を検討していきます。

また、平成23年度から導入した「みやぎ環境税」を活用しながら、可能な限り、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を進めていきます。

4 資源循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

環境基本計画の進捗状況  
第一部

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づく地域における循環型社会形成推進基本計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。「廃棄物処理法」という。)に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定した計画であり、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

「循環型社会の形成～意識から行動へ～」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、課題の大きい廃棄物等に係る個別対策が必要であることから、以下の基本方針を掲げ、廃棄物の適正処理の推進も含めた施策を展開していくこととしています。

**【基本方針】**  
 ・すべての主体の行動の促進  
 ・循環型社会を支える基盤の充実  
 ・循環資源(廃棄物等)の3Rの推進

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで  
 (中間目標年度：平成22年度)

(2) 平成22年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の中間目標年度である平成22年度の基本目標値を次のとおり定めています。

・一般廃棄物

県民1人1日当たりごみ排出量	1,000g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

・産業廃棄物

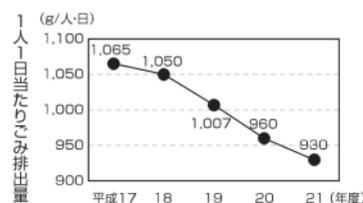
排出量	11,971千t/年
リサイクル率	31%
最終処分率	2%

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る平成21年度の指標値は下記のとおりであり、計画策定時の現況値(平成16年度)と比較してすべての指標値が向上しています。

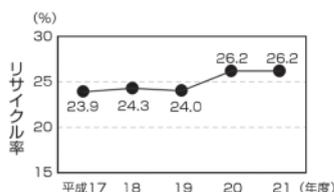
・一般廃棄物

	平成21年度の目標値	実績値
県民1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	1,016	930
リサイクル率(%)	28.4	26.2
最終処分率(%)	12.5	12.8



▲一人1日当たりごみ排出量(注1)の推移

(注1) ごみ総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量  
 ※平成20年度の排出量は、岩手・宮城内陸地震による災害廃棄物量を除いています。



▲リサイクル率(注2)の推移

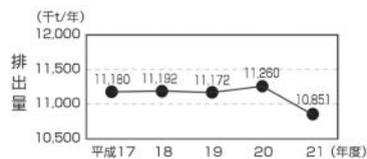
(注2) 平成17年度から、事業者による直接リサイクル量を含めて算定しています。



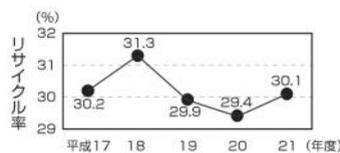
▲最終処分率の推移

## ・産業廃棄物

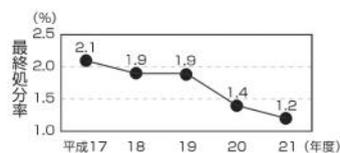
	平成21年度の 目標値	実績値
排出量 (千t/年)	11,977	10,851
リサイクル率 (%)	30.9	30.1
最終処分率 (%)	2.1	1.2



## ▲排出量の推移



## ▲リサイクル率の推移



## ▲最終処分率の推移

## ③ 平成22年度に講じた施策

- ア 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動や環境教育を実施しました。
- イ 県内企業の3Rの取組を支援するため「資源循環コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- ウ グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- エ 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の3Rを促進するための設備整備や研究開発、また、事業者が連携してリサイクルの仕組みを構築する取組に対して費用助成を行いました。
- オ 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応を実施しました。

カ 不適正処理の未然防止を強化するため、処分業者対象の処理に関するルールの周知徹底の講習会の実施や、排出事業者の啓発を目的とした講習会を開催するなど、事業者への指導を強化しました。

キ 廃棄物の3Rのうち、最も優先的に取り組むべき「発生抑制」に関して、平成20年10月17日に締結した「みやぎレジ袋使用削減取組協定」に基づき、住民・小売業者・行政の3者の協働による取組を行いました。

(※上記ア～キの詳細は、第2部第2章に記載しています。)

## ④ 平成22年度点検評価結果を踏まえた課題

計画の基本目標の現況値は前年度より向上しており、施策は順調に実施されていますが、廃棄物に関する指標は経済動向を反映し、変化しやすいことから、引き続きその動きを注視していく必要があります。

## ⑤ 今後の施策展開の方向性

本計画は、平成22年度に計画策定から5年を経過したことから、計画の進捗状況や社会情勢等の変化に対応するため、計画の目標値や重点プログラムの追加等を柱とする中間見直しを行いました。計画の基本理念の実現のためには、基本方針に基づき、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源(廃棄物等)の3Rの推進」及び「廃棄物の適正処理の推進」に関し、より有効な手段を組み合わせる施策を展開していく必要があります。

- ア 地域からの循環型社会の形成促進を図るため、各広報媒体での普及啓発やみやぎ県民大学を活用した環境教育の充実、3R推進連絡会議開催等による各主体の連携の強化、施設整備等への支援による環境・リサイクル産業の育成・振興、環境物品の認定によるグリーン購入の促進、法制度の周知・指導により各種リサイクル法の適切な運用を進めます。
- イ 一般廃棄物の3Rを推進するため、3Rに有効な情報提供など一般廃棄物の処理責任を負う市町村等の取組への支援や、マイバッグキャンペーンの実施など市町村等と連携した各種事業を展開します。
- ウ 産業廃棄物の3Rを推進するため、資源循環コーディネーターによる情報提供・助言、地域単位での連携強化やリサイクル事業者に関する情報の提供などを通して産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、3R推進の施

第1部 総 説

策を一層進めます。  
 エ 廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理施設の計画的な整備促進、災害廃棄物への対応、産業廃棄物処理施設の維持管理等に対

する指導強化、特別管理産業廃棄物等の適正処理の推進、不法投棄・不適正処理の根絶などの施策を展開していきます。

5 豊かな自然環境の保全

～宮城県自然環境保全基本方針及び関係計画～

(1) 基本方針の概要

① 基本方針の位置付け及び役割

宮城県自然環境保全基本方針は、「自然環境保全条例」に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において、以下の3つの基本目標を掲げ、それぞれについて、各種計画・事業により実現を図っていきます。

**【3つの基本目標】**

- ・健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成……（場の確保）
- ・生物多様性の保全と自然環境の再生……（質の確保）
- ・豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり……（主体の確保）

▼県土面積に占める割合の変遷

面積単位：ha

年 度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199
県自然環境保全地域面積	7,815	7,815	7,815	7,817	7,817	7,817	8,572	8,572
緑地環境保全地域面積	10,092	10,092	10,092	10,092	10,101	10,101	10,101	10,101
合計（A）	189,106	189,106	189,106	189,108	189,117	189,117	189,872	189,872
県土面積（B）	728,530	728,553	728,560	728,573	728,573	728,573	728,575	728,575
A/B（%）	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	26.06	26.06

③ 平成22年度に講じた施策

ア 豊かな生態系の保全とネットワークの形成（場の確保）を目指した取組

- 「自然環境保全対策の推進」として、栗駒山自然景観保全修復事業により、雪田地域の保全を図るため、木製階段工及びカゴ工を実施しました。
- 「豊かなみどり空間の保全・創出」として、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるため、活用できる里山林の紹介と斡旋を実施しました。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取組

- 鳥獣の保護繁殖を図り、また傷病野生鳥獣の保護から野生復帰までの一貫した救護システムの構築を図るため、鳥獣保護区等の整備による「野生生物保護対策の推進」を実施しました。
- ツキノワグマは生息環境の悪化により生息数が減少する恐れがあるため、新たに特定鳥獣保護管理計画を策定しました。
- 「自然環境保全・再生の推進」に向けて、蒲

生干潟自然再生推進事業では干潟砂浜修復実施計画に基づく自然再生施設整備を実施しました。

また、伊豆沼・内沼自然再生推進事業では、自然再生実施計画案を策定し、沈水植物の増殖・移植、導水実験等及びモニタリングを実施しました。

#### ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取組

山岳指導員による自然保護思想等の普及啓発や、宮城県森林インストラクターを対象に森林空間を利用した体験学習等の指導者育成事業を実施しました。

（※上記ア～ウの詳細は、第2部第3章に記載しています。）

#### ④ 平成22年度点検評価を踏まえた課題

- 自然環境の保全再生の推進においては、複雑多様な連鎖、因果関係で成立する自然を対象とすることから、科学的知見とそれに基づくシナリオの検討を充分行い、事業に着手した後もモニタリングを継続して実施し、その結果を科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により進める必要があります。

- 野生生物の保護管理の推進においては、市町によるイノシシの個体数調整が実施されていますが、捕獲の担い手である狩猟者が減少傾向にあり、狩猟者の確保と一斉捕獲技術等の開発、普及が課題となっています。

また、被害防除対策及び生息環境の整備も推進する必要があります。

- 豊かなみどり空間の保全・創出においては、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるためには、活動の場となる適地を掘り起こして、計画的に事業展開していく必要があります。

#### ⑤ 今後の施策展開の方向性

##### ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）

###### ● 自然保護対策の推進

自然公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の開発行為などについて、自然公園法等に基づく適切な指導を行い、優れた自然環境の保全と適正な利用を図ります。

また、南三陸金華山国定公園内の金華山島や栗駒国定公園内の栗駒山の雪田植生地域等、特に優れた自然環境を有する地域の自然環境保全対策を継続して実施します。<sup>※1</sup>

###### ● 豊かなみどり空間の保全・創出

市町村の公共施設などへの植樹を通じて、身近なみどり空間の保全・創出を図ります。

また、民間企業、NPO団体及び県民との協働による里山等の整備・再生活動を支援するとともに、県民が豊かな自然とふれあうことができる場の創造に向け、NPO団体による利活用等を含め、県有財産の保全・有効利用を図ります。

さらに、林地開発行為及び大規模開発行為について、法令等に基づき適切な指導・監督を行い、みどり空間を保全します。

##### イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）

###### ● 野生生物保護対策の推進

第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区等の指定を行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間関連行事、保護から野生復帰までの一貫したシステムによる野生鳥獣救護等を行います。

また、鳥獣の生息状況調査を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画の策定等により保護管理事業を実施します。

さらに、レッドデータブックを改訂し、希少野生動植物保護及び生息環境の保全を目指します。

###### ● 自然環境保全・再生の推進

ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼について、関係者で組織された自然再生協議会で事業内容を検討し、自然再生事業を推進します。渡り鳥の中継地、繁殖地である蒲生干潟については、東日本大震災に伴う津波により被災し、地形等が日々姿を変えている状況であり、今後、自然環境の変化を見守り、自然再生事業の実施等対応を検討します。

##### ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）

森林環境教育の指導者（宮城県森林インストラクター）の養成を進めるとともに、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然とふれあう機会の提供や、森林とふれあう活動に対する支援などの事業を実施します。<sup>※2</sup>

また、自然環境学習の拠点施設となる伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターや蔵王野鳥の森自然観察センター、森林レクリエーションや憩いの場として、県民の森、昭和万葉の森及びこもれびの森の運営管理を行います。

（※1に記載のある金華山島や栗駒高山における自然環境保全対策、  
※2に記載のある自然保護思想の普及啓発に関する事業については、震災復興事業優先のため、平成23年度は事業を中止しています。）

6 環境負荷の少ない交通の推進

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

自動車交通に伴う環境負荷の低減方策の基本的な考え方とその目標を示し、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与するものです。

また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割を担うものです。

② 施策展開の考え方

自動車交通公害、地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア 総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

イ 広域的、長期的な取組

自動車が環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

ウ 優先的な取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施します。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成22年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

以下の3つの目標を掲げ、それぞれの目標のもとに具体的な数値目標を定めています。

**【3つの基本目標】**

- ・道路沿線の大気環境を改善する
- ・道路沿線の騒音を改善する
- ・自動車からの二酸化炭素排出量を減らす

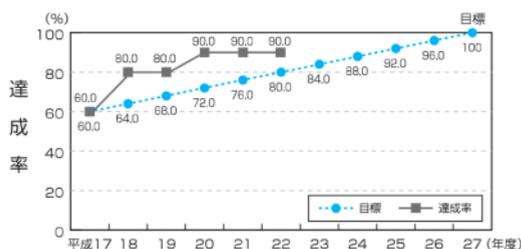
**【数値目標】**

- ・二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率 ……100%
- ・浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率 ……100%
- ・自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率 ……100%
- ・自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量 ……10%

② 数値目標に係る指標値の状況

ア 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率

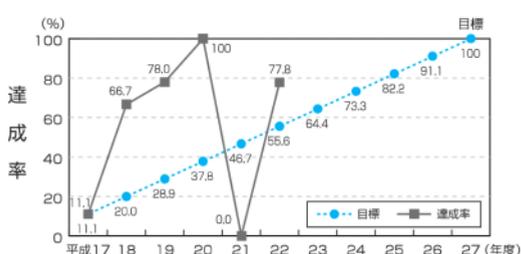
平成22年度は、自動車排出ガス測定局10局において二酸化窒素環境基準下限値の達成率80%を目指していましたが、実績では9局が達成し、達成率は90%でした。



▲自動車排出ガス測定局 二酸化窒素環境基準下限値達成率 (日平均98%除外値)

イ 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率

平成22年度は、自動車排出ガス測定局9局において浮遊粒子状物質環境基準（短期的評価）の達成率55.6%を目指していましたが、実績では7局で達成し、達成率は77.8%でした。

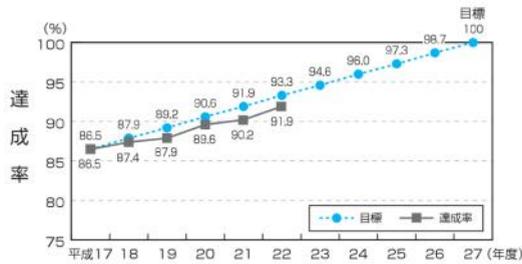


※ 平成21年度の達成率減少は、黄砂の影響によるものと考えられる。

▲自動車排出ガス測定局 浮遊粒子状物質環境基準達成率 (短期的評価)

ウ 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

平成22年度は、自動車交通騒音評価対象区間において、対象世帯の93.3%が昼間、夜間ともに環境基準を達成することを目指していましたが、実績では対象世帯83,164世帯のうち、76,461世帯が達成し、達成率は91.9%でした。

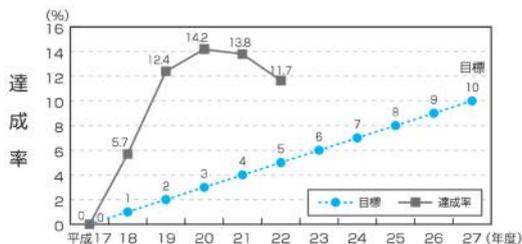


▲自動車交通騒音達成率の道路に面する地域の環境基準達成率 (昼間・夜間とも達成)

工 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量

二酸化炭素排出量については、確定値がまだ算出されていないことから、県内のガソリン及び軽油の販売実績から算出した「暫定値」により示すと、平成17年度の自動車からの二酸化炭素排出量暫定値は5,930,564 tでした。

平成22年度は、自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度排出量から5%削減することを目標としていましたが、暫定値における削減実績は、691,861 tで、平成17年度からの削減率は11.7%でした。



▲自動車からの二酸化炭素排出量 (平成17年度からの削減率)

③ 平成22年度に講じた施策

- ア 自動車からの環境負荷の低減を目指した取組  
低公害車については、「グリーン購入推進計画」を踏まえて県自らが率先して導入するなど普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減を図りました。
- イ 発生する自動車交通量の低減を目指した取組  
第3セクター鉄道事業(阿武隈急行)に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。
- ウ 交通流円滑化の促進を目指した取組  
交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進するとともに、信

号機や交通管制センターの高度化、違法駐車等の指導取締りの強化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

エ 自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報をホームページで提供するなどの情報提供を行ったほか、ラジオスポットCM及び大型ビジョンCMの放送、エコドライブセミナー(出前講座)、運転免許更新講習教本でのPR、自動車税納税通知書によるPR等を実施するとともに、「エコドライブ宣言」の登録者(個人・事業者)に対し、エコドライブ宣言ステッカーを交付しエコドライブの実践を促しました。

④ 平成22年度点検評価を踏まえた課題

各管理指標は、いずれも計画策定時の現況値よりも改善傾向を示しており、全体として目標達成に向かっていきます。特に自動車からの二酸化炭素排出量は、計画年度を前倒して目標値を上回る削減率となっています。

一方、自動車交通騒音に係る環境基準達成率は改善傾向ではあるものの、前年度に引き続き当年度目標を下回っている状況であり、計画目標の達成のためには、各種施策を総合的かつ効果的に推進し、県民・事業者等が一体となって自動車交通公害の解決に向けて取り組むよう促すことが必要です。

⑤ 今後の施策の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の3つの施策を重点的に推進することとしています。

**【3つの重点施策】**

- ・窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく燃費の良い「低公害車」の普及促進
- ・経済的メリットがあり、運転者の誰もが気軽に取り組める「エコドライブ」の普及促進
- ・県内で最も交通量が多く自動車交通に係る環境負荷の大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策の推進

また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発、調査測定の基本的7施策に体系化し、地域や路線ごとの状況に応じて対策を選択し、効果的に推進することとしています。

今後も、計画に掲げた重点施策を中心に据えて、他の行政機関と連携した効果的な施策の推進を着実に進めていくとともに、ホームページをはじめとして各種媒体を活用した県民・事業者へのエコドライブの普及・啓発を一層図っていきます。

## 7 健全な水循環の確保

### ～宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画～

#### (1) 計画の概要

##### ① 位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」(平成16年条例第42号)に基づき策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置付けられています。

また、流域水循環計画は、水循環基本計画に基づき策定されています。

##### ② 施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、流域ごとの特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を流域水循環計画で示しています。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順で策定します。

また、施策を効果的に実施するために、流域全体を視野に入れた「流れの視点」から計画を策定していきます。

#### 【流れの視点】

- ・ 施策の連携（一つの要素に対して効果のある複数の施策を連携させる）
- ・ 上流域と下流域の連携（流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携する。）
- ・ 各計画主体間の協働（施策の円滑な推進に向けて、県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等が互いに連携を図る。）

##### ③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

#### (2) 平成22年度における点検評価結果

##### ① 計画の基本目標

「健全な水循環を保全する」ことを目標に、「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とした場合、県全体で、それぞれの現況値（順に、7.5、7.6、6.4、6.5）を維持・向上することとしています。また、県内を5つの流域に区分し、流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各指標現況値を維持・向上することを目標としています。

##### ア 清らかな流れ

水質環境基準点におけるBOD、COD、全窒素及び全リンに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

##### イ 豊かな流れ

地下水涵養量（森林の流出係数との乖離）、河川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川からの利水量がない場合10点となります。

##### ウ 安全な流れ

河川整備率（整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合）で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点となります。

##### エ 豊かな生態系

植物自然充実度、河川生物生息環境指標で表すもので、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点となります。

##### ② 数値目標に係る指標値の状況

平成22年度の管理指標（平成22年度実績）の状況をみると、「清らかな流れ」は7.4であり、前年度の値を0.3ポイント下回りました。

なお、「豊かな流れ」と「豊かな生態系」の指標値の算出データは毎年度更新されるものではなく、また「安全な流れ」については震災の影響で更新が遅れているため、平成22年度実績は算出していません。

##### ③ 平成22年度に講じた施策

○ 平成20年度に流域計画を策定した鳴瀬川流域については、関係行政機関や民間活動団体等による取組の実施状況や計画で設定した管理指標状況の取りまとめを行いました。

○ 名取川流域及び北上川流域については、県庁内関係課による検討会、NPOや民間団体、関係行政機関による策定会議、策定会議の代表者や学識経験者による検討委員会などを通じて流域水循環計画の検討を重ね、一般県民から寄せられた36件のパブリックコメントも反映させな

がら、平成23年2月に公表しました。

#### ④ 平成22年度点検評価を踏まえた課題

- 既に計画が策定された流域にあっては、当初に盛り込まれた取組の状況把握を行うとともに、新たな取組の拾い上げを行うこと等により、計画の実効性を高める必要があります。
- 新たな計画の策定に向け、それぞれ流域の特徴を踏まえ具体的な施策・取組をできる限り盛り込んだ計画を策定し、計画に沿って地域の各主体が中心となった、持続的な水循環保全活動が図られるよう進行管理を行う必要があります。
- 計画の実効性を高めるためには、身近な地域環境に対する県民の関心を喚起し、NPO法人等を核とする地域連携活動のしくみづくり等を支援していく必要があります。
- 基本計画の管理指標の中には、定期的に把握更新し難いものも含まれているため、定期的に補完しうる類似補助指標の設定検討が必要です。  
また、流域計画で設定する管理指標についても、定期的に補完することができ、かつ、身近でわかりやすいものを検討する必要があります。
- ⑤ 今後の施策の方向性
- 既に策定した鳴瀬川流域、北上川流域、名取

川流域の水循環計画に基づく事業の進行管理を行っていくとともに、残余の2流域（南三陸海岸流域、阿武隈川流域）については、東日本大震災の影響を勘案しつつ、平成25年度を目標に流域水循環計画の策定作業を進めていきます。

- 計画の進行管理と新たな流域計画の策定作業とを並行して進めていくことになるため、将来を見据えながら、現場と望ましい将来像を意識し、実効性ある「計画づくり」「運用」「評価」「見直し」の作業を進めます。
- これまでは、各主体が、環境、治水、利水などのそれぞれの限定した側面を捉えて解決を図る「場の視点」に立った取組を実施してきましたが、流域全体の「流れの視点」に立ち、上流域と下流域の連携、各主体間の協働連携を重視し、具体的な目標と施策を示し、点検を重ねながら、各流域の健全な水循環の保全に向けた取組を推進していく必要があります。
- 身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起するため、県民行動月間の設定や講演会の開催、各流域における民間団体の活動支援を実施します。  
また、地域連携活動のしくみづくりを支援するため、NPO法人等の自主企画提案を基とした地域連携型の取組についても今後実施していく予定です。